

○ 特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する経過措置について

1 要支援又は非該当の入所者への対応について

介護保険法施行前からの特別養護老人ホーム入所者（旧措置入所者）については、介護保険法施行法第13条の規定により、平成17年3月までの5年間、要支援又は非該当であっても引き続き入所できる経過措置を設けており、平成16年4月現在の該当者は約500人（介護給付費実態調査（H16年5月審査分））となっている。

当該経過措置に関しては、下記のように、介護保険制度の施行準備の段階から、対象者の退所後の受け皿の整備等を進めることが必要である旨示しており、また、平成15年9月8日及び16年2月19日の全国介護保険担当課長会議においてもあらためて示したところであるが、経過措置の終了まで半年余となったことから、各都道府県においては、管内の市町村に対し、個別の該当者について実態把握の上、適切な対応を行うよう重ねて指導願いたい。

「全国介護保険担当課長会議」（平成11年1月27日）

資料No. 7 「介護保険事業計画・基盤整備について

III 特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する5年間の経過措置の取扱いについて

2 基本的考え方（抜粋）

○ 旧措置入所者に関する経過措置は、旧措置入所者の利益の保護を図りながら、現行制度から介護保険制度への円滑な移行を目指すものである。このため、当該経過措置が5年間の時限的な制度であることを踏まえ、当該経過措置終了時において現場に混乱をもたらさないよう、現時点から当該経過措置終了時までの期間を有効に活用し、所要の取組を計画的に推進することが重要である。

○ 具体的には、「要介護」に該当しないものと見込まれる旧措置入所者をどのように処遇するかは、当該措置を採った市町村の責任において対応されるべき問題であることにかんがみ、各都道府県においては、管下市町村に対し、

- ① 施設から在宅への円滑な移行が図られるよう、特別養護老人ホームにおいて入退所計画を作成し、これに基づいて在宅サービスを提供する取組を推進すること。
- ② 特別養護老人ホームを退所した後の受け皿としては、訪問介護（ホームヘルプサービス）、日帰り介護（デイサービス）等の在宅サービスの供給体制を整備するとともに、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）、高齢者生活福祉センター〔注：生活支援ハウス〕等において在宅サ

ービスを利用しながら生活することができる環境を整備すること。  
等を指導するとともに、市町村の取組を積極的に支援するよう、お願いする。

## 2 自己負担額の軽減措置について

### (1) 経過措置の終了について

旧措置入所者に対しては、介護保険制度への円滑な移行を図る観点から、制度施行日から5年間の経過措置として、平成17年3月までの間、自己負担額の軽減措置（介護保険法施行法第13条第4項）を講じているところである。

具体的には、

①利用者負担の減免（給付率の引き上げ）

②食事の特定標準負担額の減額

があり、平成17年4月からは

①については、終了

②については、標準負担額減額認定へ移行

となる。

### (2) 措置終了後の事務の取扱いについて

経過措置が終了した場合は、自己負担額が増額となる者に対し、社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業の適用、生活保護の申請による保護や境界層該当措置の適用などが必要となることが想定される。

また、②の特定標準負担額減額認定から標準負担額減額認定への移行に関しては、年度末を待たず、特定標準負担額減額認定の対象者から標準負担額減額認定申請を受理し、あらかじめ標準負担額減額認定証を交付しておくことも可能である。（この際の認定証の有効期限は、平成17年5月31日となる。）

### (3) 保護の実施機関について

生活保護法による保護は、旧措置入所者であって、施行日時点と同じ特別養護老人ホームに継続入所している者に対しては、その管理する福祉事務所の所管区域内に当該者の入居前の居住地又は現在地を有する保護の実施機関が行うこととされている（介護保険法施行法第56条）。経過措置が終了することとなり、新たに生活保護の被保護者となる者がいる場合には、この点に留意が必要である。

#### 介護保険法施行法による生活保護法の一部改正等について（抄）

（平成11年11月16日　社援第2702号）

（各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省社会・援護局長通知）

- (11) 特別養護老人ホームについての経過措置（施行法第56条及び第57条）施行日に  
おいて特別養護老人ホームに入所し老人福祉法上の措置を受けていた者に対する保護については、当該者が施行日以後においても当該特別養護老人ホームに引き続き入所している間は、当  
該者を生活保護法の規定により入所しているものとみなして、その管理する福祉事務所の所管  
区域内に当該者の入所前の居住地又は現在地を有する保護の実施機関が行うこととすること。  
また、施行の際現に存在する特別養護老人ホームについては、施行日に指定介護機関の指定  
があったものとみなすこととすること。

各都道府県におかれては、経過措置終了時に現場で混乱が生じることのないよう、管  
内市町村・各施設に対して該当者への適切な対応を行うよう指導願いたい。

# 「介護保険の広場」について ～自治体職員の皆様へ～

独立行政法人福祉医療機構が運営しております「WAM NET」に、自治体職員の意見交換の場としまして、「介護保険の広場」(フォーラム)を開設しております。

制度改正をめぐる、自治体職員の政策提言、意見交換の場となっておりますので、是非、積極的に御参加、御活用下さい。

また、「介護保険の広場」(掲示板)も開設しております。

開設場所:WAM NET(メインメニュー) → 介護保険情報 → 「介護保険の広場」

(注)ID及びパスワードが必要になりますので、「介護保険のQ&A」で使用していますID及びパスワードを入力していただきますようお願いいたします。

もし、ID及びパスワードが不明な場合、又はお持ちでない場合は、福祉医療機構にご連絡していただきますようお願いいたします。

利用対象者:市町村(特別区及び広域連合等含む。)、都道府県、厚生労働省の職員。

## 「介護保険の広場」(フォーラム)のメニュー

- ケアマネジメントについて
- 介護サービス・事業者について
- 事業計画について
- 認定について
- 被保険者範囲、受給者範囲の見直しについて
- 保険者機能の強化について
- 保険料について
- セミナー・シンポジウムの開催について
- ひとり言

## 「介護保険の広場」(掲示板)のメニュー

- 会議資料等(厚生労働省老健局長の最新講演資料等)
- 介護保険かわらばん(厚生労働省老健局介護保険課発行)
- 厚生労働省通知